様式第５（第８条関係）

　 　　　　　　　　　山国セ第　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（　住　　　　　所　）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（　企　　業　　名　）

　　　年　　月　　日付けで変更承認申請のあった平成　年度特定テーマ事業化支援助成金（海外販路開拓支援助成金）については、特定テーマ事業化支援助成金（海外販路開拓支援助成金）交付要綱（以下「交付要綱」という。）第８条第２項の規定により、下記のとおり変更交付することに決定しましたので、通知します。

　　　　　年　　月　　日

　　　　一般財団法人山口県国際総合センター

理事長 印

記

１　変更後の助成金の額は、次のとおりとする。

　(1) 変更前の助成金の額　　金　　　　　　　　　円

(2) 変更後の助成金の額　　金　　　　　　　　　円

(3) 差　　　　　　　額　　金　　　　　　　　　円

２　助成事業者は、この助成金の交付決定の内容に対して不服があり、助成金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から１０日以内に交付申請取下書を理事長に提出しなければならない。

３　助成事業者は、申請内容の変更をしようとするときは、あらかじめ、交付要綱様式第４による申請書を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

４　助成事業者は、助成事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、交付要綱様式第６による申請書を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

５　助成事業者は、助成事業が完了したとき（助成事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から２０日を経過した日又は当該会計年度の３月３１日のいずれか早い日までに、交付要綱様式第７による実績報告書を理事長に提出しなければならない。

６　助成事業者は、助成金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を助成期間が満了した日の属する会計年度の終了後５年間保存しなければならない。

７　助成事業者が助成金を他の用途に使用し又は助成金の交付の内容、その他法令、若しくは、これに基づく処分に違反したときは、額の確定の有無にかかわらず助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。この場合においてすでに助成金が交付されているときは、期限を定めて当該取り消しに係る部分の助成金の返還を命ずるとともに、その命令に係る助成金に対して、助成金受領の日から納付の日までの日数に応じて年利１０．９５％の割合を乗じた加算金を徴するものとする。これが納付の期日までに納付されなかったときは、返還すべき日の翌日から納付の日までの日数に応じて年利１０．９５％の割合を乗じた加算金を徴するものとする。